

「文化財」から「国家遺産」へ： 韓国における文化遺産体制の変化

扈 素妍[†]

[†] 奈良文化財研究所

キーワード：国家政策、考古学

From “Cultural Properties” to “National Heritage:” On the Ongoing Transformation of Korea’s Cultural Heritage System

Ho Soyeon[†]

[†] Nara National Research Institute for Cultural Properties

Keywords: national policies, archaeology

はじめに

2022年の4月11日、韓国の様々新聞は一斉に「文化財」という法律用語が変更される予定であるという記事を報道した^[1]。その内容は、1962年、韓国の「文化財保護法」が成立して以来、60年間使用されてきた法律用語の「文化財」が、「国家遺産」へ変更される予定であるということであった。このような変更の流れは、文化財委員会と無形文化財委員会が合同文化委員長団会議を通じて文化財名称及び分類体系の全面的な改善案を確定・発表し、文化財庁へ伝え、文化財庁がこれを受け入れて国家遺産基本法の制定などの関連法令を整備する手順で行われたと記事化された。

記事の内容を総合すると、文化財庁と文化財委員会が2005年から「文化財名称及び分類体系」の改善のため、数次にわたって研究・議論を繰り広げ、2022年の1月に試案を作成し、各界の意見を集めながら、公論化を進めてきた。さらに、大

[1] 「『문화재』 공식명칭 안쓴다… ‘유산’ 으로 대체」『한겨레』2022年4月11日付。「『문화재』 명칭을 ‘유산’ 으로… 60년 만에 바꾼다」『京郷新聞』日付前同。「『문화재』 대신 ‘국가유산’ 도입… 60년 만 개편」『韓國日報』日付前同。4月11日付の新聞紙上、この変更について報道している記事は46件確認できる（“『문화재』 ‘국가유산’”というキーワードでNAVERで検索した結果のみ）。その翌日にも関連記事は続いた。

体の記事にはこの変更の際して、専門家のみならず国民全般の了解を得ていたことを示すため、2022年3月に行った世論調査の結果を提示している。世論調査では、国民の76.5%、専門家の91.8%が「変更が必要である」と答え、「遺産」の採用賛成は国民が90.3%、専門家は95.8%であったという。しかし、通称「国家遺産」という用語への賛成意見の比率は、国民の87.2%に対して、専門家は52.5%にとどまった。

これを見ると変更自体はほぼ16年間、韓国の文化財関連機構の間で議論及び研究されてきたものであり、国民や専門家も概ね賛成している案件である。そのため、変更は確定してこれからは法律を制定する段階に取り組んでいくのであろう。それは、今後の韓国の「文化財」、いや、「国家遺産」の用語翻訳も変化を余儀なくされることを意味する。今回の変更は、単に「文化財」という言葉を「国家遺産」と変更することを意味するだけでなく、これまでの文化財の意味や、範疇、分類にも変化がもたらされ、「文化財」自体に対する認識変化が求められることを意味する。今まで韓国の「文化財」保護法は日本の「文化財保護法」を援用し、用語の意味や範疇、分類まで日本と近似したため、ほぼ一対一で翻訳することができた。しかし、今回の変更が法令として制定されると、韓国の「国家遺産」を日本語に翻訳する際、用語選定において認識のズレが発生する。そのズレを埋めて新しい用語を選定することはまだ先の話であろう。今回は、このズレを理解するため、まずは韓国の歴史における文化財保護法の変化の様子を辿り、そして、これからの変更内容を簡略に紹介したい。

韓国史における文化財保護法

周知の通り、韓国で文化遺産・文化財に対する法的な保護の始まりは、植民地期であった。特に1910年4月、統監府期に制定された「郷校財産管理規程」からだという^[2]。「文化財の管理を目的とした韓国最初の近代的法令」^[3]といえるこの法令は、高麗から朝鮮王朝期までの地方に設置された文廟と、それに附属する官

[2] 実際の始まりについては、様々な議論があって、法令に保護に関する具体的な内容が含まれていることから1911年の「寺刹令」からとみる見解、一方、同じ考えでより直接的に建物・遺物の保護を指定した「古跡及び遺物保存規則」をその始まりとみる研究もある。しかし、「文化的価値を帯びた財貨に対する国家的管理と統制が本格化」した時点を考慮すると、「寺刹令」と「郷校財産管理規程」を共にその始発点とみるべきであるという見解に同意し、本稿では同法をその始まりとして提示した。이현경・손오달・이나연『문화재에서 문화유산으로: 한국의 문화재 개념 및 역할에 대한 역사적 고찰 및 비판』『문화정책논총』33-3 (2019) 9頁。

[3] 呉世卓「日帝の植民地朝鮮に対する文化財政策」『茨城大学政経学会雑誌』78 (2008) 11頁。

立学校の性格を持つ郷校の財産を勝手に処分できないものにした。さらに、財産管理のため原簿を作成することを命じたものであった^[4]。

同年8月に合併が行われ、統監府が総督府になった後、「朝鮮総督府警務総監府事務分掌規程」によって遺失物・漂流物・埋蔵物が警察の所轄になり、文化遺跡の発掘と埋蔵物の処理も警察の事務となった。翌年6月3日には制令第七条「寺刹令」が發布され、寺刹の併合・移転・廃止の際、また、「寺刹ニ属スル土地、森林、建物、石物、古文書、古書画其ノ他ノ貴重品」を処分する際には総督の許可が必要となった^[5]。さらにその翌月に發布された朝鮮総督府令第84号の「寺刹令施行規則」では、全国の重要寺院の住職は総督の許可なしでは就任できないこと、その上、上記の貴重品に「梵鍾、経巻、仏器、仏具」まで含めて寺院の財産目録書を作成し、総督に提出することが住職に命じられた^[6]。

以上のような「郷校」と「寺刹」の財産の管理は、朝鮮では伝統的に地域社会で支配力を保持していた儒学者と仏教勢力を統制することによって、彼らの支配力を確保しようとした意図があったという^[7]。また、これらの法令によって作成された「郷校」と「寺刹」の財産目録は、総督府が韓半島の遺物を略奪しやすくする役割を果たした^[8]。

5年後には、文化財保護に関する日本本土の制度が植民地朝鮮に移植されるが、それが朝鮮総督府令第52号の「古蹟及遺物保存規則」である。この法は、1902年、すでに統監府期から始まった韓半島における遺跡と古建築調査、民俗調査をその基盤として^[9]、1919年には朝鮮総督府博物館の創設に伴って陳列品の蒐集と、そのため盛んになっていた盗掘や出土品の違法売買の状況下で發布された^[10]。この法令によって、「古蹟」と「遺物」の範疇が定められ、それらを発見した人は「変更ヲ加フルコトナク三日以内ニ口頭又ハ書文ヲ以テ其ノ地ノ警察署長」^[11]に届出をするように規定された。こうして「古蹟」と「遺物」に対する統制に取り組んだ総督府は、ここから全国の発掘現場を直接統制し、出土した遺物

[4] 呉は、この法令に韓国の儒林、すなわち、儒学者たちの財産を圧迫し、その勢力への弾圧と郷校の影響下にあった民族文化の抹殺という目的もあったと評価した。同前、11頁。

[5] 『朝鮮総督府官報』227、1911年6月3日付、22～23頁。

[6] 第二条と第七条による。『朝鮮総督府官報』257、1911年7月8日付、59頁。

[7] 이현경・손오달・이나연前掲論文、9頁。

[8] 同前。

[9] 同前、10頁。

[10] 呉前掲論文、12頁。

[11] 『朝鮮総督府官報』1175、1916年7月4日付、33頁。

は朝鮮総督府博物館に収蔵及び展示された^[12]。

3.1運動後の1933年、いわゆる文化統治期に、それまでの日本本土の文化財保護法の発展に応じて、「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」が制定される^[13]。この法令で、日本本土の「国宝」に値する朝鮮の遺物を「宝物」と指定することが決められ、それまでは「古蹟」と「遺物」といった、主に古建築と遺物に限定されていた文化財の範疇が、「宝物」「古蹟」「名勝」「天然記念物」といったカテゴリへ拡張された^[14]。さらに、「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範」とすべきものを「宝物」に、「学术研究ノ史料」とすべきものを「古蹟」「名勝」「天然記念物」と指定する^[15]と明記され、文化財選定の基準が提示された。一方、文化財を財産として統制しようとする総督府の意図が鮮やかに現れる部分もいくつか見られる。たとえば、第四条で「宝物ハ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ朝鮮総督ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ」の部分や、第九条で宝物の所有者に「李王家、官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ其ノ宝物ヲ出陳スル義務アルモノトス」と規定した部分がそれである。これによって、総督府は文化遺産保護をより徹底的にでき、文化遺産に対する統制を強化したと評価されている^[16]。

このように、総督府の文化財保護制度は、韓半島における最初の「近代的文化財管理体系」であったが、その目的は未来に残すべき「遺産」の管理ではなく、植民地における効率的で強制的な「財産」の管理であった^[17]。

開放後、韓半島は政治イデオロギーによって南北で分断し、その中で国家・国民としてのアイデンティティを確立することが、政治における重要案件として浮上した。そのため、当時李承晩政権は、「民族文化」を中心とした近代国家建設の歯車の一つとして、国家儀礼の創設に踏み出した。文化財保護及び活用の動きもまた、このような営みの中で進められた。たとえば、韓国戦時には新聞などのメディアを通じて文化財の保護は国民の道徳的義務であるという言説を構築し、文化財を保護することが「国家の精神を保護」、文化財を救うことは「民族」を救

[12] そのためこの法令を、総督府が同化政策と略奪を直接的で主導的な方式で統制するために法的体制を樹立した過程として評価する研究が多い。

이현경・손오달・이나연前掲論文、10頁。

[13] 日本本土の「史蹟名勝天然記念物保存法（1919）」「国宝保存法（1929）」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（1933）」の内容を導入した。前同、11頁。

[14] 第一条による。『朝鮮総督府官報』号外、1933年8月9日付、1頁。

[15] 第一条による。前同。

[16] 이현경・손오달・이나연前掲論文、11頁。

[17] 前同、11～12頁。

うことと等しいと訴えた^[18]。また、1952年には「国宝古蹟名勝天然記念物臨時保存委員会」を設置し、戦争中破壊された文化財の補修に取り組んだ。この他にも、文教部は文化財の海外展示を企画し、アメリカのワシントンなどで実施した。しかし、以上の努力は、国内の貧困問題や政治的な混乱の中、期待のように功を奏することはなかった^[19]。

韓国で本格的に文化財保護法が制定されたのは、朴正熙独裁期であった。まず1960年11月10日、国務令第92号で公表された「文化財保存委員会規定」で、最初に「文化財」という言葉が法定用語として登場した。2年後の1月10日、法律第961号「文化財保護法」が制定され、「文化財」という用語が韓国の文化遺産を指す言葉として一般化され、その分類体系が「有形文化財」「無形文化財」「記念物」「民俗資料」と設定された^[20]。1962年の「文化財保護法」での文化財とは次のように定義されていた。

本法において文化財とは、次に掲げるものをいう。

1. 建造物、典籍、古文書、絵画、彫刻、工芸品その他の種類の文化的所産で、韓国の歴史上又は芸術上の価値が大きいものとこれに準ずる考古資料（以下有形文化財という）
2. 演劇、音楽、舞踊、工芸技術その他の無形の文化的所産として韓国の歴史上又は芸術上の価値が大きいもの（以下無形文化財という）
3. 貝塚、古墳、城址、宮趾、窯址、遺物包含層、その他の史跡、景勝地、動物、植物、鉱物として韓国の歴史上、芸術上、学術上又は観賞上の価値が大きいもの（以下記念物という）
4. 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに使用される衣服、器具、家屋、その他の物として国民生活の推移を理解する上で不可欠なもの（以下民俗資料という）

この「文化財保護法」は前述したように、日本で1950年に制定された「文化財保護法」を援用したもので、その内容には植民地期の「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」も含まれていた。

[18] 정수진 「근대 국민국가와 문화재의 창출」 『한국민속학』 46 (2007) 358～359頁。

[19] 이현경・손오달・이나연前掲論文、13頁。

[20] 이은하 「문화재 명칭 및 분류체계 개선에 따른 기대효과」 『문화재 명칭 및 분류체계 개선 정책 토론회』 (文化財庁、2022) 19頁。

一方、朴正熙政権は民族文化を国の近代化と経済発展を成し遂げる基盤としてみなし、文化財保護政策を政権の正当性と維持を裏付けるものとして積極的に推し進めた^[21]。しかし、そもそも保護の目標が国家アイデンティティの確保とそれによる国民精神の強化、究極的には国家発展、その中でも経済発展であったという限界があった。また、植民地期の「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」を継承する部分から、国家主導で行われ、国民は保護の主体から外されていた^[22]。

1980年代には、アジア競技大会とソウルオリンピックの開催と相まって、文化財を通じて国際社会に韓国を宣伝する多様な試みがあった。そのため、1985年には、朝鮮王宮と宗廟を国宝と宝物と指定して、文化財補修整備及びその周辺のランドスケープを整える事業を積極的に推進し、韓国、特にソウルを訪れる外国人観光客と世界中のメディアに伝えようとした^[23]。また、1988年にはユネスコ世界文化遺産及び自然遺産保護に関する協約である世界遺産協約に加入した^[24]。

1990年代にも、このようなグローバル化の中で韓国文化のアイデンティティを確立しようとする文化財政策は引き続き推進され、強化していく。1991年には「ソウル定都600年事業」を企画し、朝鮮王宮を中心とした遺跡復原事業や歴史再現行事などを行った^[25]。そして、1995年には旧朝鮮総督府の建物を撤去した^[26]。1999年には「文化財保護法」の改正があった。そこで、「文化財」の定義に変化があるが、1962年のそれで「本法において文化財とは、次に掲げるものをいう」となっていた部分が「この法で『文化財』とは人為的・自然的に形成された国家的・民族的・世界的遺産として歴史的・芸術的・学術的・景観的価値が大きい次のものをいう」へ変更された。また、各文化財の分類体系もより具体化し、有形文化財には「書籍」が、記念物に「洞窟・地質・生物学的生成物及び特別な自然

[21] 1968年には文化財補修5ヶ年計画が推進、70年代には60年代に比べて文化財管理局の機構が拡大・改編され、その予算規模も10倍以上増加し、現在も韓国の古都として認識される慶州古都開発事業・漢陽都城復原事業などを行った。이현경・손오달・이나연前掲論文、14～15頁。

[22] 前同、16頁。

[23] 文化財庁「文化財庁50年史」（文化財庁、2011）315頁。

[24] 강경환, 김정동 「유네스코 세계유산 제도의 우리나라 문화재 정책예의 수용과 발전방안에 대한 시론적 연구」『문화재 (MUN HWA JAE - Annual Review in Cultural Heritage Studies)』43 (국립문화재연구소, 2010) 59頁。

[25] 권희희 「1990년대 서울시의 전통 문화정책과 민속재현 축제에 관한 분석-각 구별 전개과정과 무형문화재 지정 양상을 중심으로」『인문콘텐츠』37 (2015) 161-162頁。이현경, 손오달, 이나연前掲論文、18頁より再引用。慶(マ)福(マ)宮 復元 건물 배치도 규모 성격 확인 『연합뉴스』1990年11月28日付、「景福宮이 원형대로 복원 된다」『연합뉴스』1991年4月24日付。

[26] 「옛 총독부 점탈철거 개시」『연합뉴스』1995年8月7日付。

現象」が追加された^[27]。その上、文化財を指定する主体が拡大され、1962年の法令には国家が設置した「文化財委員会」であったが、1999年度の改正では「国家」「特別市長・広域市長または道知事（以下“市・道知事”とする）」が加わった^[28]。このような変化の理由としては、まず1995年に仏国寺・石窟庵などの世界遺産に指定されたことで、ソウルのみならず地方の文化遺産活用政策が推進されたことがあげられる。また、世界遺産指定によって国家的プライドを鼓吹し、韓国を「文化大国」として成長させようとした熱望が反映され、1997年に「文化遺産憲章」を制定した^[29] ことにも関連があると考えられる。

2000年代にも以上のような文化財という概念の外延は拡張し続け、その管理対象・範疇・方式・主体の多様化が進んだ。まず、2010年の「文化財保護法」改正では、管理対象の拡大を確認できる。この改正によって、「無形文化財」へ「遊び・儀式」が、「記念物」へ「特別に記念できる施設物」が、また、「地形」も追加された。さらに、それまで「民俗資料」であったカテゴリが「民俗文化財」へ改められた^[30]。2016年には「文化財保護法」改正で、無形文化財の定義が、「数世代にわたって伝承されてきた無形の文化遺産」と変化したことによって^[31]、その範疇が拡大された。また、同年施行された「無形文化財保全及び振興に関する法律」から、無形文化財に関する保護及び活用を促す姿勢を確認できる。この他にも文化財庁の「文化財保存管理及び活用に対する基本計画」「文化財保存・管理・活用基本計画2017-2021」などの文化財保存のみならず文化福祉や産業化・地域再生までを視野にいたした文化財保存・活用計画^[32] や、「文化財基金法（1999）」「古都保存法（2004）」「文化遺産信託法（2006）」「文化財修理法埋蔵文化法（2010）」「新羅王京法（2019）」「世界遺産法（2020）」「歴史文化圏法（2020）」などの法律制定と施行で、文化財の管理主体および方式が拡大されてきた^[33]。

以上のような文化財庁の計画や法律の制定は、文化財に対する社会の認識が普

[27] 法律第 5982 号「文化財保護法」（施行 1999.7.1）（<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=58886>, 2022.11.15 閲覧）

[28] 同上。

[29] 이현경・손오달・이나연前掲論文、18 頁。

[30] 法律第 10000 号「文化財保護法」（施行 2010.2.4）（<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=102447>, 2022.11.16 閲覧）。この法案は、法文の全部改正とされていて、その文面において、漢字語をハングル化しているなど、法案全体に変化があった。

[31] 法律第 13249 号「文化財保護法」（施行 2016.3.28）（2015.3.27 一部改正）（<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=169514>, 2022.11.16 閲覧）。

[32] 이현경・손오달・이나연前掲論文、20 頁。

[33] 이은하前掲資料、20 頁。

遍化・多様化・一般化していくなかで、国家が民間の文化財管理への直接参与を誘導するために企てられた。そして、このような状況は国家が文化財の価値を一方的に与える方針から、多様な社会主体の協力の中で「文化遺産」が生成されるように変化したことをうかがわせる^[34]。

現行文化財政策と「国家遺産」政策案

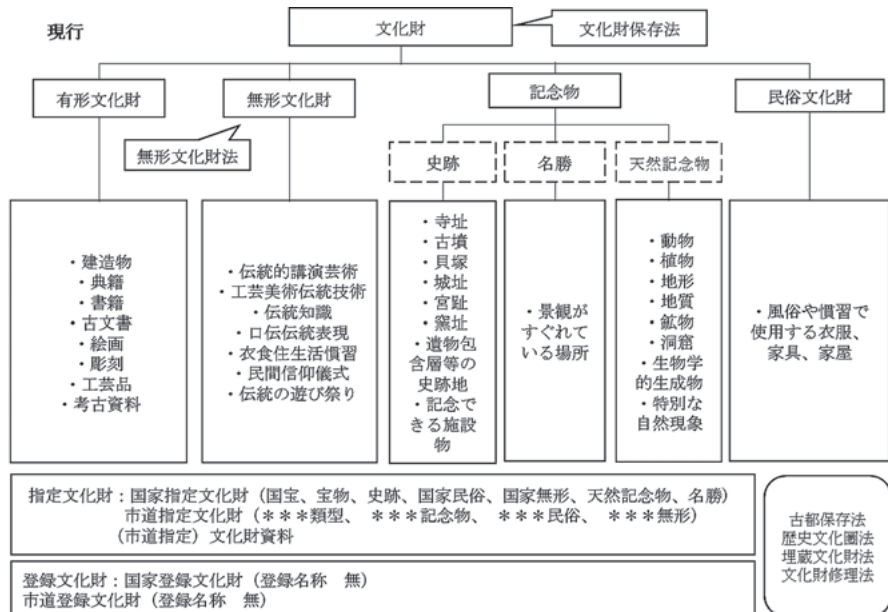


図1 韓閔全「文化財名称及び分類体系改善方向」（5頁）の現行文化財分類体系

[34] 이현경・손오달・이나연前掲論文、21頁。

改善案①

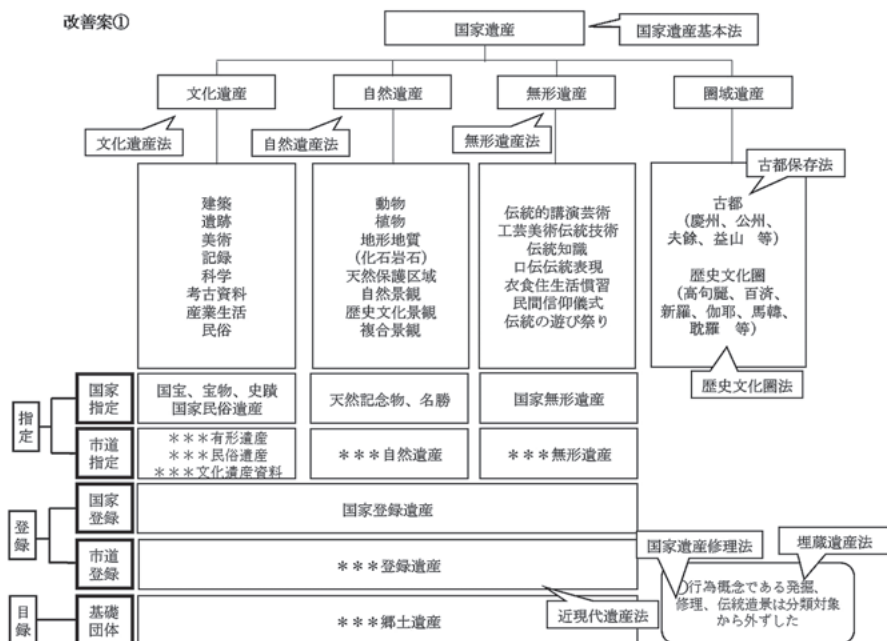


図2 韓圀全「文化財名称及び分類体系改善方向」(6p) の国家遺産分類体系の改善案①

図1と2は2022年の3月31日、文化財庁と韓国文化財政策研究院で開催した「“文化財名称及び分類体系、未来志向の改善”文化財名称及び分類体系改善政策討論会」の資料を筆者が日本語に翻訳したものである。この資料は、文化財庁政策総括課の韓圀全課長が、文化財庁を代表して「文化財名称及び分類体系改善方向」という題目で発表したものである。発表では、名勝や分類体系の改善を推進した理由として次の4つがあげられている。①、現行の「文化財」という用語は日本の「文化財保護法」を援用した結果であるということ、②、「財」という字を使うことによって過去遺物に財貨的な性格を持たせて財産として認識させること、③、自然や人に対して「文化財」と名付けることは不適切な表現であること、そして、④、今の体系では「文化遺産」の用語を混用している上、ユネスコの分類体系である「世界遺産（文化遺産、自然遺産、複合遺産）、無形遺産、記録遺産」の体系を相違し、一貫的な基準が必要であるということである^[35]。

[35] 韓圀全「文化財名称及び分類体系改善方向」『“文化財名称及び分類体系、未来志向の改善”文化財名称及び分類体系改善政策討論会』（2022）4頁。

変更の推進は、2005年から文化財庁や国立文化財研究所で論議されてきたものであり、2022年に入っては地方自治体の公務員を対象として会議を開催した。それから、文化財委員会から意見収斂、文化財分野専門言論人を対象とした諮問会議、文化財委員会などの専門家と国民を対象にアンケートを行うなど、積極的に挑んできた^[36]。

その方針は、「財貨概念の『文化財』から脱却し、歴史・精神までを含む『遺産』概念」へ変更することである。ここでより詳しい内容の変化を確認するため、図1と2を比較する。まず、各用語の変更として、「文化財」→「国家遺産」、「有形文化財」→「文化遺産」、「記念物」→「自然遺産」、「無形文化財」→「無形遺産」へ変化したことが窺える。さらに、「民俗文化財」は「文化遺産」に属することになり、その代わりに「圏域遺産」という定義が設けられた。以上の用語変更は、前述したユネスコの分類体系に類似していて、これから世界文化遺産への登録拡大を図っていることが読み取れる^[37]。

しかし、ユネスコの国際規範にはあらゆる遺産を総称する用語が定まられていない上、動産遺産と不動産遺産、無形遺産を別途の協約によって規律する体系になっているため、そのまま韓国の分類体系に適用することはできない^[38]。そのため、改善案では韓国の「文化遺産」の総称として「国家遺産」を設定した。この時、「国家」は「国立」や「中央政府」を意味するのではなく、「一国家全体という意味で、我がギョレ〔民族〕が作り上げた遺産を通称する概念」という意味を帯びる用語として使用するという^[39]。また、「圏域遺産」といったカテゴリを新しく設置する理由は、地域別・圏域別の歴史空間を活性化して地域の均衡的發展にも役立たせるとする思惑によるものである^[40]。そこには2000年に慶州が「慶州歴史遺跡地区 (Gyeongju Historic Areas)」として、2015年には広州市・夫餘郡・益山市などの地域が「百濟歴史遺跡地区」としてユネスコ世界文化遺産と登録されたことが影響されていると考えられる。

[36] 同上。

[37] 이은하前掲資料、28頁。

[38] 同上、26頁。

[39] 「『문화재』 대신 '국가유산' 도입 ... 60년 만 개편」『韓國日報』2022年4月11日付。この記事を見ると、황권순は11日のソウルの国立古宮博物館での文化財名称改善案の記者会見で「国家」という言葉に使用についてこのように答えた。また、資料(황권순前掲資料、12頁)の中では英国の「The National Heritage Act (国家遺産法)」 「The National Heritage Memorial Fund (国家遺産記念基金)」などの例と、国家で政策を担当する行政機構や国家事業関連名称に「国家」という言葉を使用している例を挙げて「文化財」に代えて「国家遺産」という用語を使うことに正当性を与えた。

[40] 同上、28頁。

ところが、この資料からみると、改善案には③までであるが、「国家遺産」「文化遺産」「自然遺産」「無形遺産」の言葉は共通していて、②では「国家遺産」の下を「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」と分類し、「文化遺産」の下に「有形遺産」と「無形遺産」を置いて、「古都」「歴史文化圏」は「有形遺産」に属しているなどの差異点がある。③は、分類体系は②とほぼ一緒であるが、「有形遺産」の下部が①の「文化遺産」と同一であり、「古都」「歴史文化圏」は明記されていない。ここで改善案①を翻訳して掲載する理由は、専門家対象のアンケート調査結果をみると、42.8%で最も適合する案として選ばれたためである^[41]。しかし、この討論会后、4月11日に行われた記者会見と同時に行われた「未来志向的国家遺産保護と価値増進」を促す決意案の提出を報道した記事を見た限り、実際に決意案に載ったものは、「文化遺産」「自然遺産」「無形遺産」の三つの分類からなる体系である^[42]。他方、①～③までの改善案では、現行の指定・登録遺産に加えて「目録遺産」というカテゴリーが新設されている。その趣旨は、今まで管理の死角にあった郷土遺産などの非指定文化財を目録にしてモニタリングし、保護することであった^[43]。そして、これらの改善の基盤になる「国家遺産基本法(仮)」は2022年の下旬にその制定案を備えていく予定となっている^[44]。

この討論会と記者会見後、「国家遺産体制」を導入する動きが活発になり、8月11日には国会議員たちと、韓国文化財政策研究員政策チーム長・文化財委員会委員長及び副委員長などの専門家を含めた政策の担い手たちが、「国家遺産基本法」などの立法を念頭において討論会「日本式文化財体制60年、国家遺産体制へのパラダイム転換」を開催する。ここで、仁荷大学校社会教育科教授の정상우が「国家遺産体制導入に伴う基本法制定及び法体系整備」を、韓国文化財政策研究院の政策研究チーム長조일형が「国会遺産体制導入に伴う政策効果分析」を発表した。

정상우の発表内容は、3月の討論会で発表した황권순と이은하のそれと類似したもので、日本と韓国の文化財保護法の類似性、ユネスコ分類体系と現行韓国のそれとの差異があり、その整合性確保のために変更が不可欠であると主張するものである。また「文化財」という用語の限界についての指摘も、황권순とほぼ同様な内容である。ところが、この討論会は「国家遺産基本法」の立法を通じて「国

[41] 황권순前掲資料、11頁。

[42] 前掲『韓国日報』記事。「60년 써온 ‘문화재’ 명칭 ‘국가유산’으로 바뀐다」『中央日報』2022年4月12日付。「문화재서 국가유산으로…60년만에 명칭 바뀐다」『毎日経済』2022年4月12日付。等。

[43] 前掲『中央日報』記事。

[44] 황권순前掲資料、5頁。

家遺産体制」の導入を図るものであったため、3月の討論会ではほぼ触れていない基本法制定の必要性について詳しく述べている。

そこで、その必要性については「憲法的次元」「文化財保護法の限界」「沿革的次元」「体系正当性次元」「未来環境変化」「国民の受容性」に分けて説明している。まず「憲法的次元」としては、憲法第9条によって国家は伝統文化保護の責務があること、さらに、福祉・教育などの分野でも憲法に基づいて基本法が制定されたこと、その上、文化財保護政策のパラダイム転換をもたらし、東アジアの文化戦争に対する対応できることが期待できることを取り上げている。つぎに「文化財保護法の限界」では、保護法の頻繁な改正による体系の複雑性、文化財保護法が事実上は「指定文化財法」であるため保護範囲に限界があること、文化財保護原則が硬直化していること、文化財行政と乖離が生じていること、地方自治団体または民間の文化財保護に限界をもたらしていることを取り上げた。「沿革的次元」としては、文化財庁所管の法令が増加する一方で、多様な立法の受容が存在することが論じられた。そして「体系正当性次元」については、文化財行政との整合性を確保すること、下位遺産体系の根拠を固めて今後の個別分野を発展させようとする際に起こり得る総合性、脈絡性の欠如に対して備えられると述べた。また、「未来環境変化」ということは、基本法の制定によって、都市化及び地方消滅・高齢化・人口減少などの社会環境変化や文化財のブランド化などの経済環境の変化、またユネスコの各種協約などといった国際環境の変化に備えることができ、文化財保護原則の再成立が可能になるということである。「国民の受容性」の部分は3月に文化財庁で行ったアンケートを援用している^[45]。

そして、基本法の制定方向について「保護原則」「分類体系」「指定登録体系拡大」「保護及び活用体系」に分けて説明している。「保護原則」をみると、現行では「原型維持」が原則であるが文化遺産憲章では「元通りの姿と元通りの価値」を保護の対象とすることになっていて、基本法でも「姿と価値」を保護することが原則であると述べている。また、「持続可能な保護」「地域アイデンティティ及び発展の基盤」などを原則とすると明記している^[46]。

その後「分類体系」では、次の図を提示してその筋を明らかにしている。

[45] 정상우 「国家遺産体制導入に伴う基本法制定及び法体系整備」『日本式文化財体制60年、国家遺産体制へのパラダイム転換』（韓国文化財政策研究院、2022）18～20頁。

[46] 同上、21頁。

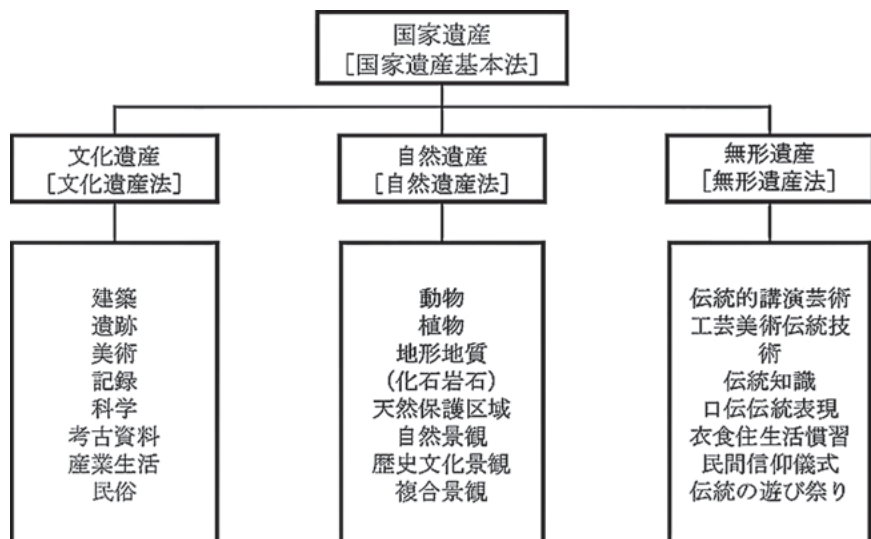


図3 정상우 「国家遺産体制導入に伴う基本法制定及び法体系整備」（21p）の国家遺産体制の分類体系

この図をみると、前掲の改善案①から「圏域遺産」が外されただけで、骨子は同様であることが読み取れる。次に、「指定登録体系拡大」では、現行の体制は指定文化財を重点的に保護することに対して、国家遺産体制では非指定文化財まで目録化して保護することが明らかになり、これもまた3月の討論会資料と同様である。

조일형の発表は、主にこの体制を導入することでえられる経済的・社会的効果についてのものである。結論としては、導入の結果を産業連関で分析すると「生産誘発効果」は4,151億ウォン、「付加価値誘発効果」は1,938億ウォン、「就業誘発効果」は2,702名という経済的效果を上げる^[47]ことが予想され、文化享有の機会が拡大し、国民便宜が増進され、地域共生発展を促進し、国家の位相が高まり、国家アイデンティティの強化をもたらす社会的効果を期待できる^[48]という内容である。

[47] 조일형 「国会遺産体制導入に伴う政策効果分析」、前同、39頁。

[48] 前同、40～43頁。

むすびにかえて

2022年3月の討論会資料によると、「未来の社会は文化の社会」で「大韓民国は世界級の文化強国」であり、以上の改善を通じて「国家の遺産を全国民が享有し、世界人が享有できる国際的文化資産を保存及び活用して、世界を先導する文化強国としての位相を固める」^[49]ことを目標としている。もちろん、これは文化遺産の重要性を強調するためのレトリックでもあるであろう。しかし、これから近代及び現代遺産が増えていくことや、地域社会における文化遺産の活用などを考えると、今の段階で「文化財」の名称とその分類体系を捉え直し、変更挑戦していることはむしろ遅れているようにも見えるのである。

9月26日には、韓国の「国民の力」党の배현진議員が、国会で「国家遺産基本法」制定案をはじめとする13個の法律を発表した。この法案は「国家遺産基本法」を中心として「文化遺産」「自然遺産」「無形遺産」を規定する3つの類型別総括法を裁定・改正するもので、既存財貨の概念を遺産概念へ拡張しようと合わせ、8個の連携法律の用語修正を求めるものである^[50]。

このように、韓国で国家遺産体制への変化は運び出しつつある。まだ、法案の可決はなされておらず、この移行にどのくらいの時間がかかるかは分らないが、移行するということは決定された状態と言えるであろう。本稿は、このような状態で、これから韓国の文化遺産を翻訳・通訳にあたる人々、ひいては韓国の文化遺産関係業務に携わる人々に、韓国の文化遺産という認識やその分類体系が如何に構築されてきたのか、また、これからどう変化するのかを提示し、その理解に役立つことを目的として作成した。

[49] 이은하前掲資料、29頁。

[50] 「배현진, 문화재분류체계 개편 13개 법률 제·개정안 발의」『環境と造景』2022年9月26日付。